

平成27年6月分の児童手当を受給する方のお名前を記入してください。
その方が亡くなられた場合は、代わりに子育て世帯臨時特例給付金の支給を受ける方のお名前を記入してください。

平成27年5月31日時点で中学校修了前のお子さんが、給付金の対象児童になります。「対象児童数」には、そのお子さんの人数を記入してください。

※平成27年6月1日以後に生まれたお子さんや平成12年4月1日以前に生まれたお子さんは人数に含めないでください。

原則、A、B、Cのいずれかにチェックを入れてください。
Bについては、平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限られるため、注意してください。

「平成27年6月分の児童手当支給等市区町村」は基本的に、平成27年5月31日時点で住民票がある市区町村が該当しますので、その市区町村名を記入してください。

子育て世帯臨時特例給付金(平成27年度) 申請書(請求書)

市区町村
受付印

| | |
|----------------------|---|
| 平成27年6月分の児童手当支給等市区町村 | |
| 足寄町長 | 様 |

1. 申請・請求者 記入日 平成27年6月〇日

| 氏名 (フリガナ) | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
|------------------------------|----|-----------------------|--|
| ヤマダ タロウ 山田 太郎 | 男 | 明治・大正 昭和・平成 〇年〇月〇日 | 足寄町南〇〇条△△丁目 電話 123 (456) 7890 |
| * 記名押印に代えて署名することができます。 | | | 住所 (平成27年5月31日時点の住民票所在地) ※現住所と同じ場合は記載不要 |
| ※裏面の事項(1)~(6)に誓約・同意の上、申請します。 | | | 足寄町南〇〇条△△丁目 |

2. 対象児童

平成27年6月分の児童手当の支給対象児童と同じ場合は、右のチェック欄(□)に『✓』を入れて下さい。

※「支給対象児童」の範囲については記載要領を参照してください。
※平成27年6月分の児童手当の支給対象でない児童について、子育て世帯臨時特例給付金の請求をする場合は、足寄町の子育て世帯臨時特例給付金の相談窓口にお問い合わせください。

対象児童数 × 3千円を記入してください。

3. 申請額・請求額

| | | | |
|-------|-----|---------|---------|
| 対象児童数 | 2 人 | 申請額・請求額 | 6,000 円 |
|-------|-----|---------|---------|

※対象児童1人につき3,000円になります。(詳細は記載要領を参照してください。)

4. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入して下さい)

A 児童手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の受給口座(Aと同じ場合を除く。)への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)
※平成26年度の子育て世帯臨時特例給付金の支給を受けた市区町村と、平成27年度の申請先市区町村が同一の場合に限る。

C 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望
※Cを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。
【受取口座記入欄】受取方法としてCを選んだ場合のみ記入してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (右詰めでお書きください。) | (フリガナ) 口座名義 |
|--|---------------------|--------------|------------------------|----------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1 普通 2 当座 | | |
| 金融機関番号 | 店番号 | | | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。
※長期間入金のない口座を記入しないで下さい。

D 現金による支給を希望
(金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方のみとなります。また、お受け取りは〇月〇日からとなります。)
※Dを選択した場合は本人確認書類を添付してください(裏面を確認してください)。

(裏面も確認してください。)

Dの現金による支給は、金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方に限られるため、注意してください。